

# 日本母子看護学会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本母子看護学会と称する。

第2条 本会は、事務所を神奈川県横浜市緑区鴨居6丁目19番20号 株式会社 ヒューマンリプロ・Kに置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は、母子・家族・生殖看護学に関する研究及び実践能力の向上をはかるためお互いに研究研鑽し、母子保健の向上を図り、妊産婦や家族が満足できる出産育児、思春期の性教育に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催(年1回)
- (2) 学会誌などの発行
- (3) 研究活動の推進
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する女性の健康に関する研究・実践する個人であつて、理事会の承認を得たものとする。

第6条 本研究会に入会を希望する者は、日本母子看護学会入会申込み書を事務局に提出する。

第7条 本理事会において入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

第8条 正当な理由なく会費を2年以上滞納した会員は、退会したものと認める。

第9条 既納の会費は、全てこれを返却しない。

第10条 退会を希望する会員は、本会へ退会届を提出しなければならない。

## 第4章 役員

第11条 本会には次の役員をおく。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 理事長  | 1名    |
| (2) 副理事長 | 2名    |
| (3) 理事   | 10名程度 |
| (4) 監事   | 2名    |
| (5) 名誉会員 | 若干名   |

第12条 理事長は理事会を組織し、日常の会務および緊急事項を処理する。

第13条 本会に幹事をおくことができる。幹事は理事会において推薦し理事長が委嘱する。

第14条 理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第15条 役員は次の職務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副理事長は会長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、日常の会務および緊急事項を処理する。
- (4) 監事は本会の会務および会計、資産を監査する。

(5) 顧問は会の活動に対して助言する。

## 第5章 会議

第16条 総会は毎年1回理事長の招集により行う。ただし会員の5分の1以上から請求があった時は、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

## 第6章 学術集会

第17条 学術集会は年1回開催する。

第18条 学術集会長は学術集会を主催する。

(1) 学術集会長は学術集会の運営等に関し企画委員を委嘱し、委員会を組織する。

## 第7章 会誌等

第19条 本会は会誌を発行する。

第20条 本会は会誌の発行を行なうために、編集委員会を置く。

## 第8章 会計

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 本会の年会費は7,000円とする。

第23条 個人賛助会員は5,000円とする。

団体賛助会員は20,000円とする。

## 第9章 会則の変更

第24条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て、会則の承認を得なければならない。

### 附則

この会則は、2005年6月30日より施行する。

### 附則

この会則は、2006年8月5日一部改正する。

### 附則

この会則は、2009年6月7日一部改正する。

### 附則

この会則は、2010年3月26日一部改正する。

### 附則

この会則は、2012年7月7日一部改正する。

### 附則

この会則は、2013年11月11日一部改正する。

### 附則

この会則は、2018年7月1日一部改正する。